

【理念】

1. **利用者の尊重** 共生の精神に則り、利用者の人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供します。
2. **自立支援** 利用者の持つ能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
3. **安心・安全な生活** 利用者や家族が安心・安全な暮らしができるように支援します。
4. **地域との連携** 地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努め、地域の福祉サービスの拠点を目指します。

【運営の目的と基本方針】

1. 運営の目的

児童福祉法、児童憲章、子どもの権利条約の精神を理念として社会養護を要する子どもに対して『子どもの最善の利益』のために、その自立心を損なうことなく、心身ともに健全な人間として、家族再統合、社会参加できることをめざして日々の援助を行うことを目的とする。

2. 基本方針

- ①男女別2つのユニットと、男女混合5つのグループホームにおいて、家庭的養護を実践する。
- ②温かい愛情と潤いに満ちた人間関係の中で、安心と信頼にあふれる生活環境を作り、子ども同士の連帯感を強め、集団を大切にし、子ども一人ひとりが本来持っている力が伸びるように努める。
- ③入所児童とその家族を支援の対象としたソーシャルワークを実践する。
- ④より家庭に近い養育環境を必要とする子どもは里親委託をする。
- ⑤家庭生活の体験の機会としてフレンドホームを積極的に活用する。
- ⑥治療的養育環境を整備し、子どもの心の回復と安全を図る。
- ⑦地域社会においては、当施設の持っている強みを生かして、児童福祉分野の予防的な機能を如何なく発揮する。

3. 外部監査

定期的に公認会計士による外部監査を受ける。会計、運営に関する分析から課題を抽出し改善方法を探る。

4. 第三者評価（IMS ジャパン）

施設運営や養育、支援の内容について第三者評価を行う。評価結果については職員間で共用し、評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にできるようにする。

【令和2年度 事業計画 重点項目】

1. 養育・自立支援

- ①養育ハンドブックの運用開始と定期的な見直し（半期ごと）による改善。
- ②子どもと職員がそれぞれの子どもに応じた自立（支援）について共有した上で児童自立支援計画書を作成。
- ③養育ハンドブックを踏まえた希望の家の共通のきまりの設定（最低限のきまり）。
- ④ヒヤリハットの効果的運用（分析と対策、周知等）。

2. 人材確保

- ①人材確保のための年度計画の作成と計画に基づいた取り組みの実施。
- ②SNS等を利用した情報発信。

3. 人材育成

- ①研修計画要綱に則った計画的な人材育成の試行。
- ②リーダー職員養成のため、リーダー職員研修を月に一度実施（グループ会議後）。
- ③おたすけ隊（メンター制度）の役割や業務内容を定めての試行（研修、チェックリストなどを準備）。

4. 運営管理（事業継続・その他）

<事業継続>

- ①洪水対応 BCP 及びインフルエンザ等感染症対応 BCP の完成。
- ②地震対応 BCP の効果的な運用のための検討・見直し。

<その他の運営管理>

- ①全員の勤務状況を一目で把握できる勤務表の作成。
- ②LINE を通して、グループ相互がサポートしやすい仕組みづくり。
- ③地域支援の整理（ショート、HS、音楽療法）。
- ④地域支援の可能性や保護者支援等の希望の家の課題を補強するための展開を検討。
- ⑤江戸川区に新設される児童養護施設でも使用できるようなマニュアル、ハンドブック、育成方法等の書式化。